

「国の行政機関等が管理する施設等の指定暑熱避難施設への指定拡大」 に係る情報収集結果等

【問合せ先】

総務省 北海道管区行政評価局

総務行政相談部 首席行政相談官室 久世、銀田

電 話：011-709-1803（直通）

E-mail：hkd32@soumu.go.jp

表 道内における熱中症による救急搬送状況（5月1日～9月30日）
～初診時における傷病程度別～

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
死亡	7	5	9	0	2
重症	66	22	75	34	45
中等症	629	319	943	424	841
軽症	1,189	734	2,192	1,089	1,737
その他	55	15	46	68	102
合計	1,946	1,095	3,265	1,615	2,727

（注）本表は、消防庁が公表する「熱中症による救急搬送状況」（令和3年～令和7年）に基づき当局で作成



→道内においても熱中症による死亡事故等が発生



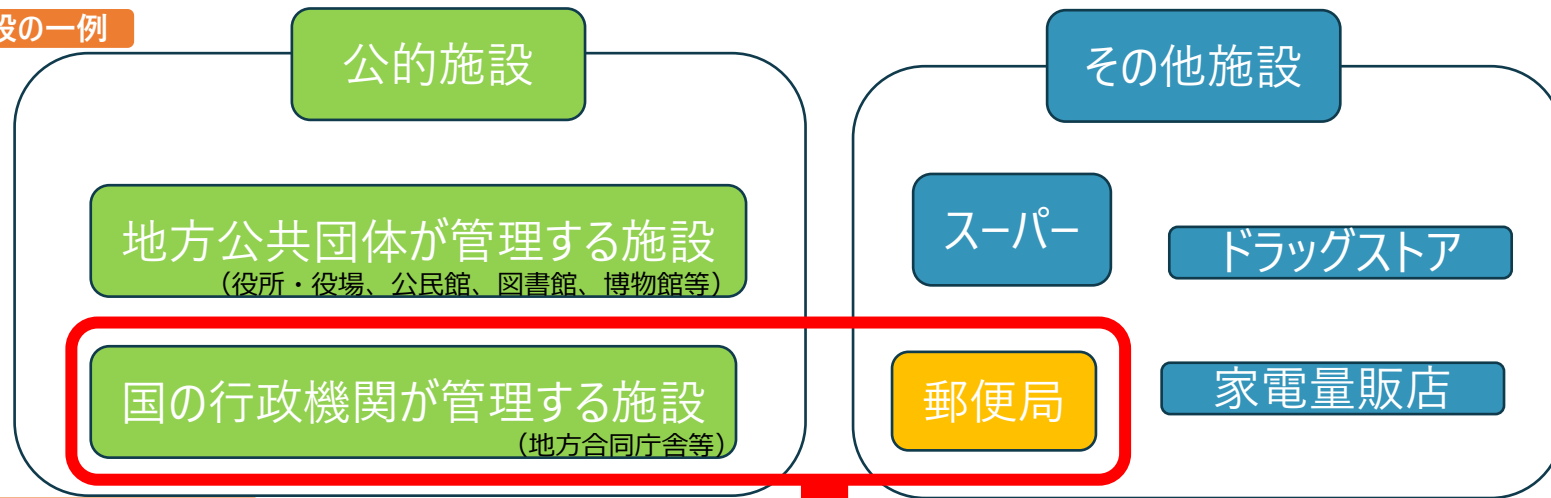
端緒となった委員意見

近年の異常な猛暑による熱中症予防のため、全国的に指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）※の設置が進んでいるという報道を見た。
自宅にエアコンがない高齢者や子どもの中には、一人でバスに乗ったり歩いたりしてスーパー、図書館、区役所等の指定暑熱避難施設まで行けない人たちがいるが、自宅近くにある町内会館、公民館等エアコンが設置されている一時避難場所であれば、容易に歩いて行くことができると思われる。
毎年の猛暑に備え、災害発生時の一時避難場所である町内会館、公民館等、住民の身近に設置されている公共施設も積極的に指定暑熱避難施設に指定すべきでないか。

※指定暑熱避難施設（いわゆる「クーリングシェルター」）とは、環境省が所管する気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条及び同法施行規則（令和6年環境省令第2号）に基づき、**市町村長が**、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために指定する施設であり、①適当な冷房設備を有すること、②当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること、③住民その他の者の滞在のために供すべき部分について必要かつ適切な空間を確保することといった基準に適合するものをいう。

（注）委員意見は、行政相談委員法第4条に基づき、行政相談委員が相談活動を通じて得られたさまざまな行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べるもの

指定を受ける施設の一例



本委員意見を受けた当局の対応等

○国の行政機関が管理する施設

気候変動適応法第3条第2項においては「国の責務」※が明記。まず国自らの施設を活用することで、当該制度の認知度向上、国の行政機関以外の施設における指定の波及効果等が期待される。

※「国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」

○郵便局

町内会館等と同様に住民の生活圏内に存在しつつ、冷房設備や開放可能性の観点から実現可能性が相対的に高い施設。また、公共施設や商業施設が少ない地域にも存在し、住民に日常的に利用されており「利用しやすさ」の面からも指定先として期待される。

→ 国の行政機関が管理する施設や郵便局における役割や指定効果等を踏まえ、それら施設の指定を拡大する余地を把握・検討するため、当局において情報収集活動を実施

道内市町村への照会結果

◆ 国の行政機関が管理する施設及び郵便局を指定暑熱避難施設に指定することについての見解

<国の行政機関が管理する庁舎について>

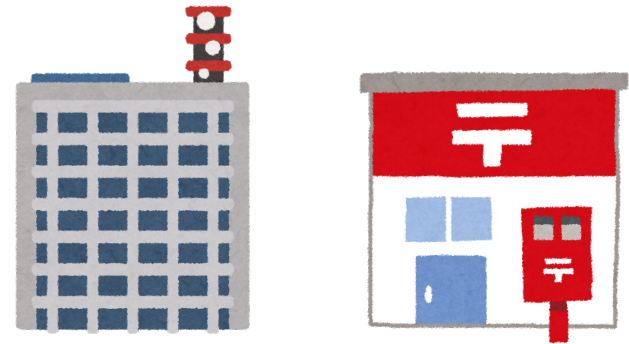
- ・ 今後、各方面と調整していきたい。
- ・ 北海道が道内市町村に指定可能な道立施設の情報提供を行ったように、国の行政機関が管理する施設についても情報提供があると指定しやすい。
- ・ 指定基準に適合しているならば、是非指定したい。

<郵便局について（郵便局指定済みの市町村）>

- ・ 郵便局は公共施設や大型商業施設のない地域にも存在し、地域の住民に身近で利用しやすい施設であることから、指定による効果は大きい。
- ・ 市内全域をカバーできており、非常に助かっている。

<郵便局について（郵便局未指定の市町村）>

- ・ 住民にとって身近で認知度が高い施設であることや、町内で比較的均等に配置されていることから、地域の拠点的作用を果たしており効果はあると考えられる。
- ・ 指定基準に適合しているならば、是非指定したい。
- ・ 指定暑熱避難施設として需要があると思われる。



日本郵便株式会社北海道支社への照会結果

◆ 未指定の道内郵便局が指定暑熱避難施設として指定を受ける余地についての見解

- ・ 令和 6 年 8 月、市町村から指定暑熱避難施設への指定の意向が示された際の参考としてもらうため、道内郵便局へ運用ルール及び指定に関する対応方法を周知しており、指定に向けて対応する場合には当支社も仲介に入り個別に対応している。
- ・ 令和 8 年 2 月末時点で、**道内の営業中の郵便局1,442局（令和 7 年12月末時点）のうち、239局が指定暑熱避難施設の指定を受けている。**

北海道への照会結果

◆ 道立施設の指定促進の取組内容と経緯等

- ・ 北海道では、市町村における指定暑熱避難施設の設置地域の偏在や指定数の伸び悩みを課題と捉え、庁内調整を実施した上で、「暑熱避難施設としての指定が可能である道立施設一覧」を作成し、市町村へ情報提供するなど指定促進に取り組んでいる。

◆ 指定暑熱避難施設の設置促進に当たっての課題等

- ・ 道立施設の多くは事務所の設置を目的とし、一般開放が可能な施設は限定的であることに加えて**冷房設備を有する施設が限られており**、市町村に情報提供をした施設数は27施設に留まっている。
- ・ 市町村に情報提供したものの指定に至っていない施設もあり、市町村での取組に差が生じている。
- ・ 冷房設備を有しない施設が多い本道においては、指定暑熱避難施設整備と冷房設備整備をセットで進めることが重要であるが、公的機関への冷房設備整備の国庫補助等は制約があり自主財源での整備も難しく課題。指定暑熱避難施設の指定は市町村が行っているが、**気温差等により取組にも差が生じている状況がみられる。**

★ 当局の情報収集活動を踏まえ北海道が実施した取組

- ・ 北海道では、当局の情報収集活動を契機として実施した日本郵便株式会社北海道支社との調整において、指定暑熱避難施設としての郵便局の活用について市町村からの個別相談に応じることが可能であるとの情報提供を受けたことから、個別相談を希望する市町村の情報を取りまとめ、日本郵便株式会社北海道支社に提供することにより、指定に向けた個別協議を促進する取組を試行的に実施
- ・ その結果として11市町村から個別相談の希望が寄せられている。

→ 実際に複数の市町村から相談希望が寄せられるなど、指定に向けた具体的な動きがみられている。

→ 今後も、関係機関の連携により指定暑熱避難施設の確保が進むことが期待される。

道内に所在する国の行政機関が管理する施設の管理官署への照会結果

◆ 指定暑熱避難施設として指定を受ける余地についての見解

- ・ 指定暑熱避難施設の指定を受けるに当たっては、セキュリティの確保や体調不良者等への対応等の複数の課題が生じると想定されるため、**入居官署との合意形成が不可欠**であるが、今回の調査により初めて当該制度を認知したため、そもそも検討ができていない。
- ・ 必要かつ適切な空間の確保が難しい。
- ・ 一方で「指定可能な施設がある」とする国の行政機関もみられる。



道外において指定を受けている国の行政機関が管理する庁舎の管理官署への照会結果

◆ 指定に向けた事前の準備（予算の確保、指定要件の充足、内部調整等）で苦慮した点や工夫した点

- ・ 事前の準備は特になかった。
- ・ 既存のロビー待合場所を活用したため、予算の確保は不要であった。
- ・ 入居官署間での特別な調整も必要なかった。

◆ 指定後における苦慮した点や工夫した点

- ・ 苦慮した点や工夫した点は**特**にない。
- ・ 指定暑熱避難施設であることを周知するためのステッカーを掲示し、案内モニターにも掲示した。

◆ 指定暑熱避難施設としての今後の運用継続方針、継続に当たっての課題等

- ・ 運用継続に当たって課題等は**なく**、今後も指定暑熱避難施設として**継続**していきたい。

◆ 指定を受けることについてのメリット・デメリット

- ・ 公共施設としての**社会的役割を果たすことができる**。
- ・ 指定暑熱避難施設の指定を受けることは**地域貢献につながる**。
- ・ **デメリットは特**にない。



→ 道外において指定を受けている国の行政機関の施設では、既存スペース（ロビー等）を活用することにより、新たな予算や大きな内部調整を要することなく対応しているほか、指定後の運用において特段の課題は生じていないとする事例が確認されたこと等を踏まえ、
道内に所在する国の行政機関においても、指定暑熱避難施設としての活用について一度検討する余地があるものと考えられることから、
まずは施設内の既存スペースの活用可否等について整理してみることが一案と考えられます。

当局における情報収集の結果

- ・ 指定暑熱避難施設の指定を受ける施設は、環境省の指定基準に適合する必要があるため、住民の身近に設置されている町内会館等であっても、例えば冷房設備を有していない場合等は指定できない。
- ・ 一方、町内会館等と同様に住民の身近に設置されている施設に郵便局があるが、道内では未指定となっている市町村がみられたほか、当局の情報収集の範囲においては、国の行政機関が管理する施設が指定暑熱避難施設として指定されている事例は確認されなかった。
- ・ 道外において指定を受けている国の行政機関の施設では、既存スペース（ロビー等）を活用することにより、新たな予算や大きな内部調整を要することなく対応しているほか、指定後の運用において特段の課題は生じていない。 等



行政改善推進会議での主な意見

- 本州と比べ、冷涼な北海道でも**道民の暑さ耐性の低さから指定暑熱避難施設を指定する必要はあり、温暖化が進む現状においては、今のうちに対策すべき**
- **社会的役割や地域貢献**の意義がある。**制度理解や国の行政機関が管理する施設の実状把握を行うこと**で実現可能性がある。
- 郵便局利用者の心理的懸念や、一部の郵便局では休憩スペースが狭いといった懸念があるが、局内設備の配置を工夫すれば良い。**郵便局が指定暑熱避難施設に指定されれば、地域住民は利用しやすい。**
- 北海道管区行政評価局から様々な機会を通じて、全道の様々な機関に対して命に関わる問題として**指定暑熱避難施設の重要性を説明していくべき**。まずは気候変動適応広域協議会（北海道環境局主催）で北海道管区行政評価局から指定暑熱避難施設の制度を周知し、その指定を促進していくべき。

（注）行政改善推進会議は、行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進することを目的とするもの（本件については令和８年３月の推進会議に付議）。

